

【別紙】

和歌山県教育委員会指針「中学校における豊かなスポーツライフの
実現のために」に係る就学指定校変更及び区域外就学の基準

—橋本市—

○県指定「ジュニアハイスクール指定校」への就学についての特例措置

- ア. 以下のいずれかの条件を満たす場合のみ就学を許可する。
- 和歌山県教育委員会からゴールデンキッズに認定され、3年間の育成プログラムを継続した児童
 - 実績が全国大会3位以上の児童
- イ. 但し、適用については以下のとおりとする。
- 希望する部活動が「ジュニアハイスクール」に指定されていること。
 - 3年間、希望する学校で部活動を継続する強い意志があること（保護者署名のある本人自筆の確約書を提出すること）
 - 公共交通機関により通学が可能であり、通学の安全については保護者が責任を負うこと
 - 区域外就学の場合、双方の市町村教育委員会の協議、承認が必要